

**後期高齢者医療制度 被保険者証**

(あずき色)

使用期間：令和4年8月1日～9月30日

<b>後期高齢者医療被保険者証</b>		有効期限 令和4年9月30日
被保険者番号	12345678	
住所	山武郡横芝光町●●●●●●番地	
氏名	●●●●●●	性別 ●
生年月日	昭和●●年●●月●●日	
資格取得年月日	平成●●年●●月●●日	
発効期日	平成●●年●●月●●日	
交付年月日	令和4年8月1日	
一部負担金の割合	1割	
保険者番号	●●●●●●	
保険者名	千葉県後期高齢者医療広域連合 印	

(青色)

(使用期間：令和4年10月1日～令和5年7月31日)

<b>後期高齢者医療被保険者証</b>		有効期限 令和5年7月31日
被保険者番号	12345678	
住所	山武郡横芝光町●●●●●●番地	
氏名	●●●●●●	性別 ●
生年月日	昭和●●年●●月●●日	
資格取得年月日	平成●●年●●月●●日	
発効期日	平成●●年●●月●●日	
交付年月日	令和4年10月1日	
一部負担金の割合	1割	
保険者番号	●●●●●●	
保険者名	千葉県後期高齢者医療広域連合 印	

10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります。

所得区分表		国民健康保険【70歳以上75歳未満の方】	後期高齢者医療制度
所得区分		条件	
現役並み所得者	Ⅲ (課税所得690万円以上)	同じ世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国民健康保険の被保険者がいる方	住民税課税所得が145万円以上の被保険者及びその方と同じ世帯にいる被保険者
	Ⅱ (課税所得380万円以上690万円未満)		
	Ⅰ (課税所得145万円以上380万円未満)		
一般		現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の方	
低所得者Ⅱ		同じ世帯の世帯主と国民健康保険の被保険者が住民税非課税の方(低所得者Ⅰ以外の方)	世帯全員が住民税非課税となる被保険者(低所得者Ⅰ以外の方)
低所得者Ⅰ		同じ世帯の世帯主と国民健康保険の被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる被保険者</li> <li>世帯全員が住民税非課税であり、かつ被保険者本人が老齢福祉年金を受給していること</li> </ul>

**「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請手続き**

**国民健康保険**

「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯、低所得者Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)の有効期限は7月31日までとなっています。

自動更新ではありませんので、8月1日以降も引き続き認定証が必要な方は、8月になりましたら申請手続きをお願いします。

◎手続きに必要なもの

- ・国民健康保険の被保険者証
  - ・現在交付されている認定証
  - ・個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
- ※国民健康保険税に未納があると交付できない場合があります。

※70歳以上75歳未満で所得区分が「現役並み所得者Ⅲ」、「一般」の方は高齢受給者証を兼ねる被保険者証で所得区分が確認できるため、認定証は必要ありません(「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」、「低所得者Ⅰ・Ⅱ」の方は必要となります)。

**後期高齢者医療制度**

所得が低い方(※低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方)は、病院等での窓口負担の上限が低く抑えられ、入院時の食事や居住費が軽減されます。

現在、認定証が交付されている方で今年度も低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方には、被保険者証と新しい認定証が郵送されます。

なお、申請月により同封されていない場合がありますので、同封されていない方は、住民課国保年金班へお問い合わせください。

※低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方で、新たに認定証の交付を希望する方は、住民課国保年金班へ申請してください。

3割負担の方のうち、一定の基準を満たす方も、申請により限度額適用証が発行できます。認定証は申請月の初日から有効です。

◎手続きに必要なもの

- 被保険者証